

平成30年（行コ）第35号

石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄 他

被控訴人 国

2019年7月3日

福岡高等裁判所 第4民事部 御中

利水関係準備書面要旨

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 高橋謙一

控訴人ら代理人の高橋です。利水に関して提出した第8ないし第10準備書面の要旨を述べさせていただきます。

第1 第8準備書面関係

1 被控訴人は原審で「佐世保市民は今、水道水を使用したくても我慢しているから、もっと使えるようになれば、もっと使う」旨主張し、それに対して、控訴人は、「むしろ、料金値上げによって、市民が使用量を控える事態になると考える方が、はるかに合理的である」と主張しました。ところが原判決は、「石木ダムの完成が直ちに水道料金の値上がりを意味するものではない」と判示し、控訴人の反論を無視しました。

そのことが誤っており、石木ダムの完成が直ちに水道料金の値上がりに直結すること、及びその値上がり額は過去の値上がりよりも高くなること、を論じたのが、第8準備書面です。

2 平成22年度に佐世保市の水道料金は値上げされていますが、その際検討されている支出項目について、本件事業及びその関連事業（以下単に「本件事業等」と言います）により新たに支出される項目があるならば、当然、新たな値上げが必要です。

3 そこで第8準備書面において、各項目を明らかにするとともに、その項目に本件事業等の費用がどれくらい見込まれているかも明らかにしています。その結果、「5年間で62.5億円の新規必要額を満たす水道料金を設定しなければならなくなる」ことになり、値上げは必至です。

4 従って、「水が豊富にあるから今以上水を使う」という状況が生じることはありません。

第2 第9準備書面関係

1 第9準備書面は、法政大学の伊藤達也教授の意見書(甲B第57号証の1)をもとに、特に本件慣行水利権の問題点を指摘したものです。

2 渇水について

- (1) 伊藤先生は、まず、平成6年に起こったような異常渇水が本事業の必要性とは無関係であることを指摘しています。
- (2) のみならず、佐世保市が「二年に一度の渇水状況」と喧伝していますが、実は「渇水」の実態はなく、単なる「幻想渇水」であるとも指摘しています。
- (3) つまり、本事業とは無関係の異常渇水は別とすれば、石木ダムがなくても、現時点では十分な渇水対策はできているということです。

3 本件慣行水利権について

- (1) 被控訴人や佐世保市は、本件慣行水利権、特に四条橋の慣行水利権は充分な取水ができていないので、保有水源から除外することに合理性があるという主張をし、原判決もそれを認めています。
- (2) 伊藤先生は、本来、後発水利権は先発水利権を侵害しない限度でしか認められないこと、本件慣行水利権は、相浦川の4つのダム及び相浦取水場の許可水利権に先発していること、したがって、相浦川の許可水利権が十分に取水できているにもかかわらず、本件慣行水利権だけが取水できない助教が起こることはないこと、をまず指摘しています。
- (3) そして、そのようなあり得ない状況が起きているように見えるのは、実は、本件慣行水利権及び相浦川の許可水利権が相互に補完して、取水されているからであり、それらを総合的に見ると、被控訴人が「10年に1回程度の渇水」と述べる2007年でさえも十分に取水できていることを明らかにしています。
- (4) 従いまして、本件慣行水利権だけを保有水源から除外することが著しく不合理であることは、明らかです。

第3 第10準備書面関係

1 第10準備書面は、岐阜大学の富樫幸一教授の意見書(甲B第58号証の1)をもとに、特に本件慣行水利権の問題点を指摘したものです。

2 水需要予測の恣意性、不合理性について

- (1) 富樫先生は、石木ダム建設の必要性の根拠とされる平成24年度水需要予測について、種々の項目で、恣意的かつ不合理な予測が行われていることを指摘し

ています。

- (2) まず、人口統計について、佐世保市は 2024 年の人口を想定するのみですが、厚労省「新水道ビジョン」のように 2060 年の推計をすべきこと、2060 年の佐世保市の給水人口は 20 万人以下とすべきです。
- (3) 生活用水について、渴水は考慮要素とできず、佐世保市が採用したロジスティック曲線については収束値を根拠なく恣意的に過大な 224 リットルと設定して過大な需要予測を立てたこと、その結果、実際に、2017 年の予測値と実績値すでに 80/人・日の乖離が生じていることを指摘しています。
- (4) 業務営業用水について、観光需要を過大かつ重複して評価していること、2010 年から 2017 年に観光客数が 1.4 倍に増加しているのに対し、営業用水の有収水量が 4.2% 減少している事実に触れ、佐世保市水需要予測が誤りかつ過大な予測であることを指摘しています。
- (5) そして、工業用水については、佐世保市造船業の実績値から、過去の給水・減圧制限と出荷額の連関はなく、しかも、SSK の修繕船事業についても根拠がないことから、4,412 m³/日の上水を確保する必要性はありません。

3 無駄な事業であること

- (1) 次に、富樫先生は、石木ダム事業では建設費のほかに多数の必須の費用負担があり、実質総負担額は 615 億円に上り、1 世帯当たりの 1 年間の負担増額が約 9000 円になると試算します。この 1 年あたりの負担額は現在の水道事業予算の約 2 割を占め、今後の人口・水需要・水道収入すべての減少が確実視される中では過大な負担です。
- (2) さらに、佐世保市が行った費用対効果分析結果について、渴水による被害額の想定は国交省の再評価実施要領細目にはない手法であること、5~20% の節水率では生活及び産業活動にはほとんど影響がないことから、佐世保市の被害額推計が「ありえない架空の計算値を挙げている」と指摘します。

4 以上のように、佐世保市が石木ダム建設の必要性の根拠とする平成 24 年度水需要予測は、明らかに合理性がなく、かつ、費用対効果においても全く無駄な事業であり、この点からも取消しを免れません。

第 4 今後の進行について

- 1 被控訴人が第 3 準備書面で言及している、控訴人第 3 準備書面あるいは第 5 準備書面に対する反論は、被控訴人の「意見」を述べているにすぎないし、一部は

過去の主張の繰り返しです。

2 従って、特に反論する必要性はないと考えています。その代わりに、控訴人らとしては、被控訴人の主張が誤っていることを立証するために(それは当然控訴人の主張が正しいことを立証することですが)、先に言及した伊藤教授、富樫教授の証人尋問を求めます。

以上